

保育の必要性の認定事由と証明書類について

幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料金、又は認可外保育施設等の利用料金に対する給付（無償化）を受けるためには、施設等利用給付2号又は3号認定を受ける必要があります。認定を受けることができるのは、保護者（父・母）のいずれもが次のいずれかの事由に該当する場合です。

申請書に、父・母それぞれの事由に合わせて必要な書類を添えて提出してください。

保育の必要性の事由	認定の期間	必要な証明書等 (保護者1名につき、いずれか1つ)
1 就労	就労している期間 (月に60時間以上)	・市指定の就労証明書 ※雇用の形態が「自営業主」等、自身で証明書類を作成する方は、 <u>事業を行っていることがわかる書類(確定申告書、委託契約書等のコピー)</u> の添付が必要です。
2 妊娠、出産	出産予定日の8週間前の月の初日から出産(予定)日の8週間後の月末まで	・出産予定日の確認できる診断書 ・母子健康手帳(氏名、出産予定日の部分)のコピー
3 疾病、障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害があり、保育が困難と認められる期間	・保育が困難な状態が確認できる診断書 ・身体障害者手帳等のコピー
4 介護、看護	同居または長期入院等している親族を常時介護または看護する必要があると認められる期間	・常時介護が必要な状態が確認できる診断書 ・要介護者は介護保険証のコピー
5 災害の復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に必要な期間	・罹災証明書等
6 求職活動	最長3か月 (就労する意思があり、求職活動を継続的に行っていること)	・求職活動状況のわかる申立書 ・ハローワークの受付票(ハローワークカード)のコピー
7 就学	学校教育法に規定する学校や専修学校、各種学校に就学する期間。または、職業能力開発促進法に規定する訓練等を受けている期間。	・在学証明書 ・就学期間、訓練期間等のわかる証明書
8 育児休業	育児介護休業法に規定する育児休業を取得している期間	・育児休業を取得している証明書(休業期間の確認できる事業主の証明書)
9 その他	上記1～7に類する状態にあると市長が認めた期間	・保育不可能な状態にあると確認できる証明書等

※祖父母の就労証明等の提出はいりません。